

既存公営住宅での
住まい再建支援事業費補助金

既存公営住宅の
風呂設備設置費用を
補助します

補助上限

50万円

実費補助・
千円未満切り捨て



対象世帯(すべて該当する方)

- ✓ 令和6年能登半島地震等で住まいが被災した方
 - ✓ 再建先として県内の既存公営住宅に入居した方
 - ✓ 罹災証明書で全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の判定を受け、住宅を解体した方
- または、被災者生活再建支援法上の認定世帯など、県が認める方
- ✓ 加算支援金など住宅再建に関する支援を受けていない世帯の方

この補助金でできること

- ① 浴槽や給湯器など入浴に必要な風呂設備の設置費用を補助します
- ② 被災後の住まい再建に向けた負担軽減を目的とした制度です

対象となる設備



浴槽



給湯器

※周辺設備、設置工事費を含みます
(既存設備の修繕や撤去に関する工事は含みません)

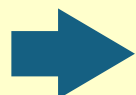
申請の流れ



申請様式・
詳細はこちら



詳しい必要書類等は
裏面をご覧ください

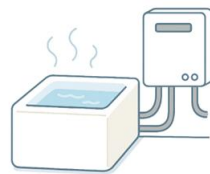


！ 復興公営住宅・木造仮設住宅からの転用物件は対象外です。
制度の詳細は交付要綱をご確認ください。

申請に必要な書類・注意事項



風呂設備の設置が終わってから申請してください



申請に必要な書類

※必要書類が無い場合は必ず事前にご相談ください

1 罹災証明書の写し	市町長が発行したもの
2 住民票	公営住宅に入居する世帯全員が記載されたもの、マイナンバー記載なし
3 住家の解体証明書の写し	罹災証明書に記載された住家のもの
4 公営住宅の入居決定が確認できる書類の写し	決定通知書類
5 風呂設備の設置費用がわかる書類	領収書、請求書、注文請書など
6 風呂設置工事の前後写真	

補助額の考え方

例1 設置費用
428,500円
➡ **補助額**
428,000円
千円未満切り捨て

例2 設置費用
508,000円
➡ **補助額**
500,000円
上限50万円

注意事項

- 申請は、対象となる世帯につき1回限りです。
- 複数の被災世帯が同じ住宅に入居する場合は、1つの世帯とみなされることがあります。
- 必要に応じて、書類の追加提出や一部書類の省略が求められる場合があります。
- 既存公営住宅を退去するときは、原則として自己の費用と責任で風呂設備を撤去します。

よくあるご質問

Q いつ申請しますか？

A 風呂設備の設置が終わってから申請します。

Q 領収書は必要ですか？

A 必要です。金額や内容が分かる書類も一緒にご用意ください。

Q 対象者に該当しますか？

A 詳細な要件があります。交付要綱や申請窓口でご確認ください。

お問い合わせ先



石川県 生活再建支援課

✉ e115300@pref.ishikawa.lg.jp



076(225)1985

(R8.7)